

報道関係各位

会社名 三菱地所株式会社  
 代表者名 執行役社長 杉山 博孝  
 コード番号 8802  
 問合せ先 広報部長 川崎 正人  
 (TEL 03-3287-5200)

株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、株式報酬として新株式発行を行うことについて、本日、取締役会決議による委任に基づき、当社執行役社長が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2016年8月19日
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 288,875株
(3) 発行価額	1株につき1,980円
(4) 発行価額の総額	571,972,500円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法(第三者割当)
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役3名 36,717株 執行役13名 135,854株 執行役員9名 57,159株 グループ執行役員(※1)8名 59,145株
(8) その他	有価証券届出書の効力発生による発行

※1 グループ執行役員は、グループ会社の指揮監督を担当する当社の執行役員です。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2016年6月29日開催の報酬委員会等において、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及びグループ執行役員(以下、「対象役員」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入する方針について決議いたしました。

本日開催の報酬委員会等において、当社における対象役員の貢献度及び業績条件による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、各対象役員に付与する金銭報酬債権の額を決議しております。また、本日、当該対象役員が当該金銭報酬債権を現物出資の方法により給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることを、当社執行役社長が決定しております。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額としない範囲で決定しております。また、当該金銭報酬債権は、対象役員が、当社と対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という)を締結することを条件として付与いたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、払込期日から2019年8月19日までの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

②譲渡制限の解除条件

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員に対して、原則として譲渡制限期間が満了した時

点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部又は一部につき、業績条件により譲渡制限を解除いたします。

業績条件については、2016年6月から2019年6月までの期間(以下、「業績評価期間」という)の Total Shareholder Return(株主総利回り。以下、「TSR」という)を、当社及び同業他社について算定し、TSRの相対評価を行うことにより、一定部分の譲渡制限を解除する仕組みです。

TSRの算式：

$$\text{TSR} = \frac{(\text{業績評価期間末月の株価}(\ast 2) - \text{業績評価期間開始月の株価}(\ast 3)) + \text{業績評価期間(業績評価期間末月を除く)中の日を基準日とする剰余金の配当に係る1株当たり配当総額}}{\text{業績評価期間開始月の株価}(\ast 3)}$$

※2：業績評価期間末月の株価は、業績評価期間の最終の月の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値とする。

※3：業績評価期間開始月の株価は、業績評価期間の最初の月の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値とする。

### ③無償取得事由

当社は、割当契約に規定した譲渡制限付株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する譲渡制限付株式を無償で取得いたします。なお、業績条件により譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得いたします。

### ④株式の管理に関する定め

対象役員は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資で各割当予定先に割り当てる予定の譲渡制限付株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る当社執行役社長の決定日の直前営業日(2016年7月20日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,980円(円未満切捨て)としております。当社執行役社長の決定日の直前営業日の終値を採用することとしたしたのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであると判断したためであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

本株式の発行価額は、当社普通株式の株式会社東京証券取引所における当社執行役社長の決定日の直前営業日までの1か月間(2016年6月21日から2016年7月20日)の終値の平均である1,870円(円未満切捨て)に105.88%(小数点以下第3位を四捨五入。以下%の記載につき同じ)(乖離率5.88%)を乗じた額であり、同直前営業日までの3か月間(2016年4月21日から2016年7月20日)の終値の平均である2,012円(円未満切捨て)に98.41%(乖離率-1.59%)を乗じた額であり、また、同直前営業日までの6か月間(2016年1月21日から2016年7月20日)の終値の平均である2,079円(円未満切捨て)に95.24%(乖離率-4.76%)を乗じた額であり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記発行価額につきましては、当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準に決定されていること、さらに日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していると認められることから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を、当社の監査委員会が表明しています。

## 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であり、支配株主の異動も伴わないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上